

平成25年7月28日

進藤総務大臣（消防庁予防課、古賀担当）

FAX03-5253-7533

太田国土交通大臣（建築指導課、小野田専門官）

FAX03-5253-1630

田村厚生労働大臣（認知症虐待防止対策推進室、吉田担当）

FAX03-3595-3670

札幌高検検事長

FAX011-222 7357

道庁、札幌市関係部署（グループホーム部署、建築指導、主事、消防）

FAX011-241-8181, 011-218-5169

損保火災新種センター長

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL011-784-4046

FAX011-784-5504

@グループホームとんでんの火災原因調査書の写しが入手出来ました、防火施工違反、避難誘導口設置違反、火災自動通報装置設置違反は、建築基準法、消防法を故意に適用させず、調査対象から外されています

1、別紙グループホームとんでんの、火災原因調査書の記載、及び札幌市消防局回答により「共同住宅、アパート（グループホームもこの分類です）事業他、防火施工合法完遂、避難誘導口設置施工、火災自動通報装置設置が、建築基準法、消防法、地方自治体条例で定められている商業建物で、実際にはこうした法律規定施工がなされず、それを踏まえた上で、虚偽の合法認定公文書が発行され、事業が、居住が認められている事実を、当方で既に公開証明しています」

2、今回、札幌のグループホーム屯田火災事件の、消防局の調査書の写しが入手出来ました「故意に防火施工違反、避難誘導口設置違反（建築基準法違反）火災自動通報装置設置違反（建物総面積200㎡超えなのに、設置させずでした）建物の火災であるのに、こうした、確実な違反を調査せず、建築主事、消防局長犯罪責任を逃れさせています」

3、火災自動通報装置設置違反は、消防法違反ですが、この違反は消防局が職権で無しとし、防火施工、避難誘導儀地設置違反は「建築基準法違反は調査せず」と答えているとの事です、しかし、別紙消防局長同意通知写しでは”界壁等を準対応構造”と記載しています、消防法、建築基準法違反を、故意に無い事とした火災原因調査書です「火災による死傷者発生責任の所在も、故意に捻じ曲げていますよね、違法施工問題を隠蔽に走っていますよね」

4、共同住宅、アパート、不特定多数が使用、居住する建物に法律で必須施工を求められた、上記施工を無しで、合法施工認定しています「火災保険事業では、こうした施工が完遂されている事を条件として、アパート、共同住宅等の火災保険料を、住宅設定していますが、詐欺行為では無いのですか、事業用料率とすべきでしょう。

見ると、同天井の残存している野縁受けは、北側で焼け細っており、北側の鉛木及び野縁は、焼失していることから、北側から火流を受けた様相であること。

3 出火原因の判定

出火原因は、「半密閉式石油ストーブの天板上に綿製品が接触したことにより着火したもの」と考えられる。

4 出火原因の判定理由

〔考察範囲〕

出火原因として考えられる「たばこ」、「壁付きコンセント」、「半密閉式石油ストーブの器具配線」、「半密閉式石油ストーブの異常燃焼」、「半密閉式石油ストーブの電装部品」及び「半密閉式石油ストーブへの可燃物接触」による出火について以下、考察する。

〔考察結果〕

(1) 「たばこ」について

■によると、■
■
■」と述べていること。出火時、夜勤をしていた■
■によると、■」と述べていること。出火箇所にたばこの灰炆及び燐小火源特有の燃え込みは認められないこと。

よって、たばこからの出火の可能性は低い。

(2) 「壁付きコンセント」及び「半密閉式石油ストーブの器具配線」について

半密閉式石油ストーブの電源コードプラグは、背面直近にある壁付きコンセントを使用していたが、壁付きコンセント周囲の壁内を見ると、間柱の炭化模様は浅いこと。壁付きコンセントは、焼損しているものの、樹脂の一部が残存していること。半密閉式石油ストーブの背面及び右側面は、白い変色に止まっていること。

よって、壁付きコンセント及び同ストーブの器具配線からの出火の可能性は低い。

(3) 「半密閉式石油ストーブの異常燃焼」について

半密閉式石油ストーブの燃焼筒内には、薄く煤が付着しているのみで、不完全燃焼を起こしていたと考えられるほどの大量な煤の付着が認められないこと。

よって、同ストーブの異常燃焼による出火の可能性は低い。

(4) 「半密閉式石油ストーブの電装部品等」について

半密閉式石油ストーブ内部の電子基盤は、一部残存していること、内部の電気配線は、配線被覆が溶融及び焼失しているものの電気痕等の異常は認められないこと。

よって、同ストーブの電装部品等からの出火の可能性は低い。

(5) 「半密閉式石油ストーブへの可燃物接触」について

発煙した際、半密閉式石油ストーブの北側及び南東側の2箇所には、物干しと思われる部品が認められる。

■から、■
■」との供述を得ており、■の立会いの下、物干しを復元したところ、同ストーブは、金属製ストーブガードにより両側面及び前面が囲われており、2箇所の物干しの位置及び物干しの形状から考えて、その状態のまま転倒したとしても、同ストーブ本体に接触する可能性は低いこと。

また、燃焼実験時の金属製ストーブガードの温度測定結果から、同ストーブ前面に設置した金属製ストーブガードで一番高温となる箇所は、89℃の中部であり、同箇所に着類（パジャマ）綿35%とポリエステル15%の混合を接触させた燃焼実験を実施したが、25分経過後も着火しなかったことから、洗濯物が何らかの原因で金属製ストーブガードに接触したとしても、着火する可能性は低いこと。

よって、同ストーブ周囲の洗濯物の転倒、接触による出火の可能性は低い。

出火時、夜勤をしていた■によると、■
■」
■」と述べており、おむつ交換をしている2名以外の入居者の行動は把握していないこと。

によると、「
」
」と述べていること。

によると、「
」と述べていること。

燃焼実験の結果、半密閉式石油ストーブの天板上に布類（パジャマ）を載せたところ、綿100%の布類（パジャマ）は、8分37秒で発火し、9分10秒後には、炎の高さが1m（⁴⁰の供述による天板からL字の煙突までのおよその高さ）と一致）ほどまで達した。綿50%ポリエステル50%の混合の布類（パジャマ）は、7分57秒で発火し、8分50秒後には、炎の高さが1mほどまで達した。その後、9分23秒後も炎の勢いは収まらず、背面の石膏ボード表面紙に着火、さらに、残骸物が背面に落下し、灯油配管（ゴムホース）及び同ストーブの配線被覆が溶融した。

半密閉式石油ストーブ天板上に付着していた残骸物を調査したところ、「綿」と考えられる繊維質であるとの鑑査結果が得られていること。

よって、「綿」を含んだ何らかの布類が、同ストーブ天板上に接触していたことにより火災化した可能性が高い。

3 結論

この火災は、グループホーム1階食堂に設置された半密閉式反射型ポット式石油ストーブの天板上から出火したもので、同ストーブ天板上からは「綿」を含む布類が発見されているが、「綿」を含んだ布類が何れ、又、同ストーブ天板にどのように接触したかについては、洋室7の転落防止用手すり、又は2階吹き抜け廊下に掛けられた洗濯物等の布類が落下して、同ストーブ天板上に載ったことや、認知症の入居者が意図なく同ストーブ天板上に布類を載せた、又は誤って手を滑らせ同ストーブ天板上に布類を落とってしまったこと等、2階布類の自然落下又は入居者の何らかの行為が考えられるが、特

定できない。

よって、経過は不明であるが、「綿」を含んだ布類が、同ストーブの天板上に接触したことで着火し、同ストーブ背面の塗体、上方の張出し天井、さらに焼けた布類が同ストーブ背面に落下して、灯油配管（ゴムホース）に燃え移り、周囲の可燃物及び各居室へ燃え広がったものと考えられる。

様式29

建築許可等同意書 (一般対象物)

札消指導第 000123号		管轄 東消防署		課長	係長	
平成23年04月25日		申請内容) 確認申請		項別	対象外	
下記建築物は調査の結果防火上支障ないので次のとおり通知してよろしいかお伺いします。						
同意・不同意の別	防火地域	建物用途	工事種別	物件	竣工予定	
同意する	指定なし	一般長屋住宅	新築	4	平成23年8月15日	
建築主 住所 氏名	東区伏古2条5丁目5番13号		構造		面積	
	伊藤 一男 TEL: [REDACTED]	東区伏古3条5丁目1-1の内		木造扱い	延べ面積	142.040 m ²
塔屋				0階	2階面積	67.150 m ²
築造地			地上	1階面積	74.890 m ²	
			地下	2階	0階	
必要事項) 界壁等を準耐火構造		伏古3-5集合住宅C棟				
住宅用防災機器設置済み						

本日分の県庁、市役所の名簿です、グループホーム事業への伝達記録です。

平成25年1月29日

；埼玉県庁 高齢介護課 武井担当

TEL048-830-3254

FAX048-830 4781

；さいたま市役所 介護保険課事業係 小林担当 37軒

TEL048-829-1265

FAX048-829-1981

；千葉県庁 介護保険課 古川担当

TEL043-223-2834

FAX043-221-5769

；千葉市役所 介護保険課事業指導係施設課 真柴担当 93軒(建築審査課、野田課長補佐)

TEL043-245-5256

FAX043-245-5621

；愛知県庁 高齢福祉課 伊藤担当

TEL052-954-6289

FAX052-954-6919

；名古屋市役所 施設指導課 澤課長 180軒(建築審査課、山崎課長)

TEL052-972-2539

FAX052-972-4147

平成25年1月9日

札幌市東区伏古2条5丁目5-13

伊藤 一男様

太田国土交通大臣 (建築指導課小野田専門官) 39-564

FAX 03-5253-1630

上田文雄札幌市長 (山田建築主事)

FAX 011-211-2823

中井聖建設 川本部長

TEL 011-861-6241

FAX 011-865-3774

JA札幌組合長 (北札幌支店)

FAX 011-781-9660

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@伊藤一男様所有、東区伏古3条5丁目1-27二戸建てアパートの違法施工問題に付いて、公文書でも違法が合法認定された事実が見出せました

1、上記平成22年建設左右分離二戸建てアパートですが「支持杭が13メートル程度必要ですが8メートル程度しか打ち込まれていないと私が見た限りなっていた問題」に続いて「建築基準法防火壁、床施工違反建物なのに合法認定公文書が出ている問題が公文書開示で証明されました」

(1) この建物は平成22年建設で、建築主事も中井聖建設も去年の国土交通省発表、別紙等大臣認定防火壁施工基準でビス、釘の長さ規定も決まっていた事実を知らなかったのだから、ビス、釘は日本中の防火壁施工で合法施工基準も知らないから合法施工されて来なかったし、行政は施工検査もせず、合法証明書も無しだった、と認めている。

別紙札幌第1050号、札幌指導第965号公文書にもこの事実を記載して有るのに「今回取得した上記左右分離二世帯アパートの消防同意通知に”この建物は調査の結果防火上支障なし” 界壁を準防火構造」と記載が有る」合法施工されてもいない建物に合法認定公文書を発行した事実が証明されています。

(2) 私が調査によって「実は建築基準法規定で共同住宅、アパート等準防火施工が必要な建物。木造、軽鉄骨作り建物の場合、床に石膏ボードを貼り込まねばならない法律規定だった」と別紙建築基準法施工規定により証明したが、日本

中この法律規定も知らなかったもので、該当建物の大半で床に石膏ボードは貼られていないし、施工検査もされて来なかったと証明されています、上記公文書にも防火床施工間題は一切記載されていません。

2、つまりこのアパートも含めて日本中の該当建物は防火壁、床施工違反、と公文書にても証明されたのです、偽の合法認定公文書が発行されていただけなのです。

3、別紙公文書「対象公文書の有無の一覧表」下記に「1 住所地南部宅は長屋であり、検査対象では無いので（伊藤氏所有アパートには出した）消防同意、検査済み証は作成していない」と記載がある。この建物は伊藤氏所有の左右分離アパートと同じ作りであるので、当然非合法建物なのに合法認定した事実がここでも証明されました。

4、上記内容の詳細は伊藤氏はJ A、中井聖建設と市役所に確認して下さい「J A、中井聖建設、建築主事には真実を伊藤氏に伝えるように当社から数回伝えて有りました」

平成24年12月21日

上田文雄札幌市長

行政情報課

TEL 011-211-2132

FAX 011-218-5166

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

②所謂長屋区分共同住宅への建築基準法、消防法適用可否調査の為と、賃借人からの調査要請目的情報開示請求

1、情報開示を求める物件表示

；札幌市東区伏古3条5丁目1-27

(左右分離長屋形式二階建共同住宅、札幌農協管理借家、昨年竣工建物)

2、開示を求める情報の表示

；消防用設備等、特殊消防用設備等検査済み証の写し

；建築許可等同意書起案のデータ等

3、この建物は中央区北7条西22丁目250番地南部宅(200平方メートルを超えた建物)と同様の建物であるから、法の整合性から言っても検査対象では無い筈であるが、当社でこの方式の建物施工を手掛ける予定があり、防火施工、火災報知機設置の可否による予算組み問題が重要であるし、又上記J A管理物件への入居希望者からの類焼防止施工の有無確認の求めがありこの情報開示請求を行う。

様式29

建築許可等同意書（一般対象物）

札幌指導第 000123号	申請内容) 確認申請	管轄	東消防署	課長	係長
平成23年04月25日		項別	対象外		
下記建築物は調査の結果防火上支障ないので次のとおり通知してよろしいかお伺いします。					
同意・不同意の別	防火地域	建築物用途	工事種別	物件	竣工予定
同意する	指定なし	般長屋住宅	新築	4	平成23年8月15日
建築主 住所 氏名 TEL: [REDACTED]	東区伏古2条5丁目5番13号	東区伏古3条5丁目1-1の内	構造	造	面積
			木造扱い		延べ面積 142.040 m ²
			塔屋	0階	2階面積 87.180 m ²
			地上	2階	1階面積 74.820 m ²
			地下	0階	
必要事項)	昇降等避難防火構造 伏古3-5集合住宅C棟 住宅用防火機器設置済み				



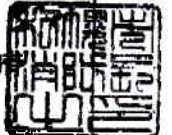
公文書公開決定通知書

札消指導第965号

平成24年(2012年)12月11日

(有)HAハウスリメイク 山本弘明 様

札幌市消防長 遠藤 敏



平成24年11月27日付けの公開請求について、札幌市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり公文書の全部を公開することを決定したのでお知らせします。

1 公文書の名称	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し及び建築許可等同意書起案のデータ等(詳細は別紙「対象公文書の有無の一覧表」のとおり。)	
2 公文書の公開をする日時及び場所	日時	平成24年12月18日 午前 11時00分
	場所	札幌市役所本庁舎2階 行政情報課
3 公開の方法	写しの交付	
4 担当課	消防局予防部指導課設備係 電話 215-2050	
5 備考	消防法の査察等に係る規定を行使しない合法理由を記載した文書並びに合法化施工を果たした物件の名称及び結果を記載した文書については、防火壁等に関する事務の所管課は都市局建築指導部になるため、消防局では査察及び施工確認等を行っておらず、文書を保有しておりません。	

この通知書を持参の上、指定の日時においでください。

なお、上記の日時に来られない場合は、事前にその旨を電話等で担当課まで連絡してください。

対象公文書の有無の一覧表

下表のとおり、一部の公文書は保有していない。

	請求内容	検査済証	消防局長 同意書	
	対象公文書	消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証の写し	建築許可等同意書起案のデータ等	
	名称	住所		
1	南部宅共同住宅	中央区北7条西22丁目250番地	×	×
2	ルミュールロワイヤル	東区北35条東10丁目3-5	×	○
3	COMOD CASA41	東区北41条東1丁目2-6	×	○
4	ヴィズ25	北区北25条西8丁目1-3	×	○
5	セカンドハウスヴィラ	東区北28条東17丁目1-7	○	○
6	ルミナス26	東区北26条東13丁目1-18	×	×
7	ソリリアント元町	東区北27条東18丁目3-12	×	○
8	クリエイト琴似六番館	西区二十四軒4条5丁目3-22	○	○
9	パルエイト	西区琴似1条6丁目2-28	×	○
10	ビレッジコート	西区二十四軒4条5丁目3-21	○	○
11	レモンガラス	西区琴似1条3丁目3-26	×	○

<消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証について>

- ・申請者へ交付したものであるが、写しを保管しているものについては当該写しを公開する。
- ・南部宅共同住宅は長屋であり、検査対象ではないので最初から作成していない。

<建築許可等同意書起案について>

- ・原本（紙）については、保存年限が経過しているため廃棄済み。
- ※ヴィズ25は廃棄していないため公開する。
- ※ビレッジコートは、原本は廃棄済みだが、データを出力したものを保管しているため公開する。
- ・データについては、平成12年以降であれば保存しているため、それを公開する。

<その他>

- ・ルミナス26については、文書は存在してないが、自動火災報知設備は設置されている。



老高発0313第1号
平成22年3月18日

各 都道府県介護保険主管課（室）長 殿

厚生労働省老健局高齢者支援課長

認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制に関する緊急調査について

平素より、認知症高齢者グループホームの円滑な運営にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

去る3月13日未明、北海道札幌市の認知症高齢者グループホームにおける火災の発生により、7名の入居者が死亡するという痛ましい事故が発生しました。

これを受け、3月16日、厚生労働大臣の指示の下、総務省消防庁、厚生労働省及び国土交通省による第1回「グループホーム火災を踏まえた対応策についての3省庁緊急プロジェクト」を開催し、今後の対応策について協議を行った結果、当面の対応として、認知症高齢者グループホームにおける防火安全体制等について緊急調査を実施することを確認致しました。

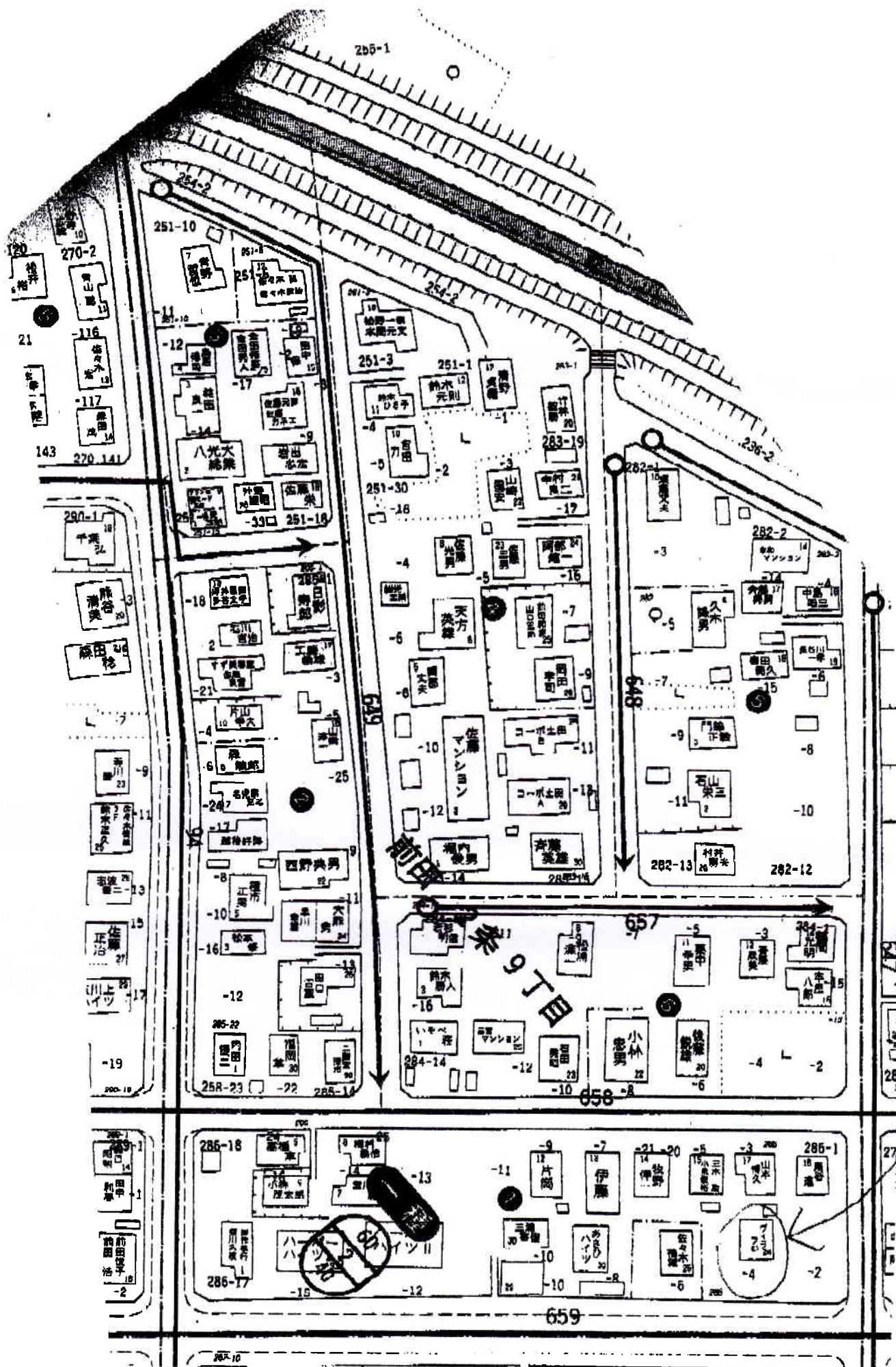
つきましては、別紙調査要領を参考として、各市町村・事業者と連携の下、本調査へのご協力をお願いいたします。

なお、上記プロジェクトに係る調査として、総務省消防庁において「認知症高齢者グループホームを含めた自力避難困難者入所施設における消防用設備等の設置及び設置予定の状況並びに消防法令違反状況に関する調査」（改正消防法施行令により新たに義務付けられた小規模施設分）及び国土交通省において「認知症高齢者グループホームにおける建築基準法上の違反状況（用途変更等）の把握に関する調査」が実施されます。各都道府県介護保険主管課（室）におかれましては、当該調査の実施にあたり必要となる情報（認知症高齢者グループホームの所在地、連絡先等）の提供等、併せてご協力をお願いいたします。

また、認知症高齢者グループホームにおけるスプリンクラー設置の有無について、都道府県において既に把握している場合には、3月23日（火）までに別途ご報告（任意様式）をお願いいたします。

照 会 先
厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
認知症対策係 担当：櫻井
TEL：03-5253-1111（内線3969）
FAX：03-3595-3670
E-mail：sakurai@hiromitsu@hhlw.go.jp

編正新圖二條町目一ノ四ノ三ノ二



平成25年7月31日

上田文雄札幌市長

消防局予防課、小幡係長

TEL 011-215-2050

FAX 011-281-8119

溝口建築主事

TEL 011-211-2846

FAX 011-211-2823

高橋知事、建築指導課、消防部署、グループホーム事業部署他

FAX 011-241-8181

損保犯罪被害者の会

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明



TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504

@今年2月8日に発生した長崎市のグループホーム火災で、長崎市消防局は、防火施工、避難誘導口施工、火災自動通報装置設置問題も、火災原因調査内容に盛り込むと答えています。札幌市は、どう言う法の根拠でとんでん火災原因に盛り込まなかったのですか

1、札幌市消防局、建築主事は「グループホームとんでん火災に際しても、他のアパート、共同住宅等火災に際しても”防火壁、防火床施工違反、排水管施工違反、避難誘導口設置違反、火災自動通報装置設置違反を故意に見逃し、居住、使用させているので、火災が発生後も、上記殺人施工を調査せず、火災原因調査を終えるとし続けています。グループホームとんでんの火災原因調査書も、この行政犯罪が通されています”」

2、一方、今年2月8日に、長崎で発生したグループホーム火災では、長崎市消防局が「防火施工問題、避難誘導口設置問題、火災自動通報装置設置問題も、火災原因調査に盛り込む」こう答えています。

3、グループホーム事業は「アパート事業です、ですから、札幌市消防局による”とんでんの火災でも、出火原因、共同スペースで、ストーブから出火した原因しか調査しない、防火施工、避難誘導口施工、火災自動通報装置施工は、火災原因調査には関係無い”との言い分は、法律的にも全く通らない

詭弁です」

アパート、個室貸しアパート事業ならば「共有スペースからの出火の原因、各貸し部屋に火災による煙、火炎が侵入した原因、それによる死傷者、財産被害発生原因と、正しく調査が必要です」アパート事業の場合、貸し部屋各戸が、それぞれ独立した家屋と言う扱いですから。

4、ですから「屯田の火災で、あのアパートを、強引に一棟の住居とした、火災原因調査と結果は、非合法を極めています”火災保険も、各戸がそれぞれ独立した家屋と看做せる施工が果たされている、との前提により、アパートの火災保険料率を、住宅用に抑えているのですから”」

長崎市消防局の「防火施工、避難誘導口施工、火災自動通報装置施工部分も、調査して、火災原因調査書に盛り込みます」との答えが、正しい事は、建築基準法、消防法、刑法的にも、こうした法律内容でも明らかですよ。

「各戸毎に、死傷、家財への被害原因を調査しなければならないのです、アパート事業火災の場合」

5、札幌市消防局の火災原因調査書記載内容「家財、家屋被害総金額も、法律上幾つも間違っています”先ず、建物被害があり、各貸し部屋毎の、借家人の財産被害を出さねばなりませんよ”長崎への文書記載内容、火災被害金額算出の方法も違いますし、消防が勝手に家屋被害金額は出せませんよ」

6、建築基準法、防火施工規定違反、避難誘導口設置違反、消防法、火災自動通報装置設置違反アパート事業(グループホーム事業も)を、虚偽を持ち、合法施工と認定し続けた結果、上記複数の行政犯罪が発生しているのです、先ずは現実を認めるべきだと思いますよ。

平成25年7月30日

長崎市消防局

予防課、中村調査官

TEL 095-822-0464

FAX 095-820-5650

札幌市東区伏古2条4丁目8-14

(有) HAハウスリメイク 山本弘明

TEL 011-784-4046

FAX 011-784-5504



@今年2月8日発生の、長崎市のグループホーム火災に関して、火災原因調査内容に、複数伝達すべく、この文書を送ります

1、本日昼、長崎市消防局と話しました、確認、伝達事項を、改めて文書にて伝えます。

(1) 別紙、札幌市消防局から取った、平成22年3月13日発生、グループホーム火災の、火災調査書内容を絡め、質問ですが”札幌市消防局では、この火災発生建物は、総面積80坪を超えた住宅を、そのままグループホーム事業所、アパート事業に転用したので、防火壁、防火床施工無し、防火認定排水管不使用、避難誘導口未設置、火災自動通報装置未設置(市条例では、200平方メートルを超えた、こうした事業建物には、必須設置となっている)でしたが、この違法全てを、火災原因調査項目としていません。

長崎市消防局は、火災原因調査内容に、上記建築基準法、消防法違反事実を、今回のグループホーム火災調査に取り入れるとの事ですが、どのように火災原因調査に建築基準法違反、消防法違反事実を盛り込むのでしょうか。

(2) 札幌市の火災調査書にも「火災に遭った建物と家財の損害金額が記載されていますが、先ほど伝えたように、総務省の火災被害金額算定基準表は、時代錯誤を極めた基準と思われる」

現在、火災保険事業では「全焼の場合、建物一坪当たり40万円~を、損害基準額としています、この金額を、ほぼ下限として、焼失建物の付加価値分を、建設業者の見積もり内容によって、加算する仕組みです、札幌のグループホーム火災、全焼したのに、建物、家財合計で2,600万円では、時代に合わない被害額ですよ」

(3) 建物火災後の、被害金認定の基準は、この現在主流の火災保険契約、支払い内容を軸として、建設業者の工事見積もりか、全焼認定した上で、火災保険契約金上限支払いとなっています。

又、全焼扱いにならず、修理する場合でも、あくまでも建設業者から出された、修理見積もりが、火災保険金支払い額算定の基本根拠となります。消防が勝手に、火災による被害金決定は、しかも、建設業者見積もり、現行主流の火災保険適用基準を無視しての火災による損害金決定は、余計な揉め事を引き起こす根拠になる危険が存在しますよ。

2、まずはこれらを伝えます、2月8日発生、長崎市でのグループホーム火災調査書が出来れば、写しを請求したいので、火災調査書が出来上がれば、一報頂きたいです。